

旭川医科大学会議等における飲食費取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月11日学長裁定)

旭川医科大学会議等における飲食費取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学会議等における飲食費取扱要項（令和4年3月28日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(報告)</p> <p>第8 飲食費の支出状況について、<u>大学運営会議</u>に報告するものとする。</p> <p>(要項の改廃)</p> <p>第9 この要項の改廃は、役員会の議を経なければならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年9月11日から実施する。</u></p> <p>様式1（第5第1項，第2項，第6関係）（略）</p> <p>様式2（第6関係）（略）</p> <p>様式3（第5第4項関係）（略）</p> <p>【改正理由】</p> <p>要項制定による学内運用が定着し、適切に管理されていることから、報告に関する所要の改正を行うもの。</p>	<p>(略)</p> <p>(報告)</p> <p>第8 飲食費の支出状況について、<u>経営協議会</u>に報告するものとする。</p> <p>(要項の改廃)</p> <p>第9 この要項の改廃は、役員会の議を経なければならない。</p> <p>様式1（第5第1項，第2項，第6関係）（略）</p> <p>様式2（第6関係）（略）</p> <p>様式3（第5第4項関係）（略）</p>